

地方独立行政法人知多半島総合医療機構契約規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運用の基準)

第2条 この規程の運用にあたっては、信義誠実の原則に従うとともに、契約事務が公正的確に処理され、かつ、予算が効率的に執行されるよう努めなければならない。

(病院等の長の契約締結等の制限)

第3条 次の各号に掲げる契約については、院長が行うものとする。

- (1) 契約の相手方が要望し、理事長が認めるもの
- (2) その他理事長が指定するもの

(一般競争入札に参加する者の資格)

第4条 法人が行う一般競争入札に参加できる者は、半田市又は常滑市（以下「設立団体」という。）の入札参加資格を得ている者とする。

2 理事長は、設立団体の入札参加資格を得ていない者から、法人の入札に参加の申し込み（別紙「入札（見積）参加資格審査申請書」）があった場合は、審査のうえ、適合した者に入札参加資格を与えるものとする。

3 前項の法人の入札参加資格申請の手続きに必要な事項は別に定める。

4 理事長は、前3項に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

(一般競争入札に参加させることができない者)

第5条 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を入札に参加させることができない。

2 理事長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について2年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な入札を妨げたとき、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査に実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - (6) 前各号の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき。
 - (7) その他理事長が必要と認めるとき。
- 3 理事長は、設立団体により指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、一般競争入札に参加させないことができる。

(一般競争入札の公告)

第6条 一般競争入札の公告は、別に定める医療機器等の一般競争入札の場合は入札執行の7日前、その他の場合は入札執行の日10日前（いずれの場合も特別な理由があるときは5日）までに次の各号に掲げる事項を、法人における掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格
 - (3) 入札に必要な書類を示す場所
 - (4) 入札及び開札の場所及び日時
 - (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (6) 入札の無効に関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事に係る公告は、前項の規定にかかわらず建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する見積期間をおいてしなければならない。

(入札の執行の中止又は延期)

第7条 理事長は、一般競争入札を行うにあたり、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、その入札の執行を中止し、又は入札期日を延期することができる。

(一般競争入札における予定価格)

第8条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって決定し、その予定価格（第10条の規定による、最低制限価格を含む。）を記載した書面を封書にして、開札の際、これを開札の場所におかなければならない。

- 2 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、単価契約の場合においては、単価についてその予定価格を定め

ることができる。

- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めなければならない。
- 4 予定価格を事前公表した場合は、予定価格を記載した書面の封入を要しない。ただし、予定価格を記載した書面に非公表としている情報が含まれる場合は、この限りでない。

(一般競争入札における最低制限価格)

第9条 契約担当者は、最低制限価格を定める場合は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構最低制限価格制度実施要綱（以下「最低制限価格制度実施要綱」という。）を準用し価格を定めなければならない。

- 2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第8条に規定する予定価格に併記しなければならない。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第10条 理事長は、一般競争入札の開札を行うときは、第6条第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。

- 2 入札書は、1件ごとに1通を作成しなければならない。
- 3 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 4 理事長は、第1項の規定により開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第9条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

- 5 代理人により入札するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第11条 理事長は、一般競争により落札者を決定する入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該申込者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

(落札の通知)

第12条 契約担当者は、落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知しなければならない。

(最低制限価格による落札者の決定)

第13条 理事長は、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要

があると認めるときは、最低制限価格制度実施要綱を準用し価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
(入札の無効)

第14条 理事長は、一般競争入札において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とすることができる。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないとき
- (3) 入札者又はその代理人が同一契約について2通以上の入札をしたとき
- (4) 談合その他の不正行為によってされた入札と認められるとき
- (5) 入札保証金を納付すべき場合において、所定の入札保証金が納付されていないとき
- (6) 入札者の氏名及び押印のない入札をしたとき（電子入札を除く）
- (7) 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印のない入札をしたとき
- (8) 鉛筆等訂正の容易な筆記具による入札をしたとき
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したとき

(指名競争入札による契約)

第15条 会計規程第39条第2項の規定により指名競争入札に付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適さないものをするとき
- (2) その性質又は目的により入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき
- (4) その他理事長が適当と認めたとき

(指名競争入札に参加する者の資格)

第16条 第4条及び第5条の規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

(指名競争入札に参加する者の指名等)

第17条 理事長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、理事長は、第5条第1項第1号から第7号までに

掲げる事項について指名する者に通知しなければならない。この場合において、当該入札に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第6条に規定する見積期間において通知しなければならない。

- 3 理事長は、第1項の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、3者以上を指名しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第6条から第14条の規定は、指名競争入札を行う場合に準用する。

(随意契約)

第19条 会計規程第39条の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。

ア 工事又は製造の請負(建物等の修繕を含む。)	500万円
イ 財産の買入れ	500万円
ウ 物件の借入れ(賃貸借)	500万円
エ 財産の売払い	100万円
オ 物件の貸付け	60万円
カ 前各号に掲げるもの以外のもの	300万円

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争に適さないものをするとき。

- (3) 緊急の必要により入札に付することができないとき。

- (4) 入札に付することが不利と認められるとき。

- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (6) 入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。

- (7) 落札者が契約を締結しないとき。

- (8) 国、地方公共団体その他の公的法人、公益法人、特別の法律により設立された法人と契約するとき。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に理事長が承認したとき。

- 2 前項第6号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第7号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合において、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書の徴取及び省略)

第20条 理事長は、随意契約によろうとするときは、設立団体の入札参加資格者名簿又は法人へ入札参加資格審査申請し承認されている者のうち2名以上、できるだけ多数の者から見積書を徴さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資格者名簿に登載されていない者から見積書を徴することができる。

(1) 資格者名簿に登載されていない者と契約しなければ、契約の目的を達成することができないとき。

(2) 1回の取引の金額が20万円以下のとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が承認したとき。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものと理事長が認めた場合には見積書の徴取を省略することができる。

(1) 慣習上見積書を徴する必要のないものとして、理事長が認めたとき。

(2) 迅速に契約しなければ法人の業務の遂行に支障を及ぼすと認められるとき。

(3) 契約事務の実情を勘案し、見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。

(せり売り)

第21条 会計規程第39条第2項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

2 第6条から第14条の規定は、せり売りの場合に準用する。

(契約締結の手続き)

第22条 落札者は法人が指定する日までに当該契約に必要な書類を提出するとともに、その内容について説明しなければならない。

2 法人が必要と認めるときは、契約の内容について落札者と協議又は交渉を行うことができる。

3 契約候補者は、前項の手続き終了後、契約担当者が指定する日までに契約保証金を納付して契約書により契約を締結しなければならない。

4 法人は、前項の規定による契約手続きを怠ったときは、その者に係る落札

又は契約を取り消すことがある。

(契約書の記載事項)

第 23 条 前条第 3 項の契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 契約の金額
- (2) 契約履行の場所
- (3) 履行期限又は期間
- (4) 契約代金の支払又は納付の方法
- (5) 監督及び検査
- (6) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (7) かし担保責任
- (8) 契約に関する紛争の解決方法
- (9) その他必要な事項

(契約書又は請書の省略)

第 24 条 理事長は、次の各号に掲げる場合においては、契約書の作成を省略し、請書をもってこれに代えることができる。

- (1) 契約金額が 250 万円以下の契約をするとき。
- (2) せり売りするとき。
- (3) 有価証券を売買するとき。
- (4) 国又は地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。
- (5) その他契約書を省略しても支障がないと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、50 万円未満の契約をするときは、請書を省略させることができる。

(契約保証金の納付)

第 25 条 会計規程第 42 条の規定により、契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 3 以上とし、契約の締結前に納付させるものとする。

(契約保証金の免除)

第 26 条 理事長は、会計規程第 42 条第 1 項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 契約金額が 1,000 万円以下の契約をするとき。
- (2) 契約締結後 30 日以内に履行し得る契約をするとき。
- (3) 単価契約の方法により契約を締結するとき。
- (4) 物件の売却において、落札者が代金を即納してその物件を引き取るとき。
- (5) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (6) 契約の相手方から委託を受けた保険会社が、法人と工事履行保証契約を締結したとき。
- (7) 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に納付させる必要がないと認めるとき。

(契約保証金の充当)

第 27 条 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合を除き、貸付料又は延滞損害金の納付を遅延したとき、これに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

(契約保証金の還付等)

第 28 条 契約保証金は、契約の相手方がその債務を履行し、第 36 条で規定する検査に合格した後、これを還付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日以後にこれを還付することができる。

- (1) 物品の借入に係る契約にあっては、当該物品のすべての納品を受けたとき、当該納品を受けた日
- (2) リース契約及び長期継続契約にあっては、契約期間の初日から起算して 1 年間経過したとき（当該契約の相手方に履行遅滞その他義務の不履行がない場合に限る。）当該 1 年間を経過した日

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、かし担保保証金として保証金の全部又は一部を留保する必要があるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 29 条 理事長は、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結または履行について、不正な行為があったと認められるとき。
- (3) 契約の履行にあたり、職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約を締結する資格を有しない者となったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令及び契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。

(権利義務の譲渡等の制限)

第 30 条 契約の相手方は、契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることができない。ただし、あらかじめ理事長の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 契約の相手方は、契約の全部又は大部分を他人に履行させてはならない。
(目的物の引渡し)

第 31 条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあつては、完成検査に合格したときをもって、工事以外の請負及び買入れの契約（不動産に係るものを除く。）にあつては、引渡し場所において検査検収に合格したときをもって完了する。ただし、契約の性質又は、目的により引渡しを要しないものについてはこの限りでない。

2 前項の引渡し前に生じた損害は、契約の相手方の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りではない。
(前払)

第 32 条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）及び政令に基づき、工事請負計契約における前払の必要があるときは、契約金額が 1 件 100 万円以上かつ契約の相手方が保証事業会社と前払金保証契約を締結した場合に限り、契約金額の 10 分の 4 以内の範囲内において、理事長が別に定める額を前払することができる。

(部分払)

第 33 条 工事その他請負の既済部分又は物品の既納部分に対しては、完済前又は完納前にその代価の一部又は全部を支払うことができる。

2 前項の部分払の額は、出来高検査に合格した部分に対する代価の 10 分の 9、物品については、その代価の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事その他の請負に係る契約については、当該既済部分に対する代価の金額まで支払うことができる。

3 前払金をしたときにおける部分払の額は、前項の規定により部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

(延滞違約金)

第 34 条 契約の相手方のその責に帰すべき理由により、請負、買入れ、借入れその他の契約（不動産に係る売払契約及び貸付契約を除く。）に基づく債務の履行を遅延したときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。ただし、工事その他の請負で遅延部分を分けることができないものであるとき、又は売払いであるときは、契約代価につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額を延滞違約金とする。

2 前項に規定する延滞違約金の総額が 100 円未満のものについては、これを

免除する。

- 3 延滞違約金は、契約者に対する支払代金又は契約保証金から差し引くことができる。

(監督)

第 35 条 会計規程第 46 条第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行わなければならない。

- 2 理事長又はその指定する職員（以下「監督職員」という。）は、監督の実施にあたっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査)

第 36 条 理事長又は理事長がその指定する職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

- 3 前 2 項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。この場合において、当該破壊若しくは分解又は試験の実施に必要な経費及び修復等に必要な経費は、当該契約の相手方の負担とする。

- 4 検査職員は、工事の請負契約については、完了の通知を受けた 14 日、その他の契約については、完了の通知を受けた日から 10 日以内にしなければならない。

- 5 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

- 6 検査員は、検査の結果、曾於給付が当該契約の内容に適合しないと認めるときは、その旨及びこれに必要な措置を契約担当に報告、協議しなければならない。

- 7 検査員は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合していると認めるときは、納品書及び請求書等の表面余白に契約履行確認の旨並びに年月日及び職氏名を記載し、押印して契約担当へ提出しなければならない。

(検査結果の通知)

第 37 条 契約担当者は、工事又は製造の請負契約について検査を行ったとき

は、その結果を 7 日以内に契約者に通知しなければならない。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。